

災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）

1 背景・趣旨

- 平成 24 年から 26 年にかけて 3 年連続で風水害による甚大な被害
南海トラフ地震が近い将来に発生する見込み
直下型地震もいつはっせいしてもおかしくない状況
- そこで、これまでの制度や対策を超えて、ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組が必要なことから、「災害からの安全な京都づくり条例」を制定

2 条例の基本理念

(1) 災害危険情報の共有

府が災害危険情報を整備・公表し、府民等との情報共有を図ることにより、オール京都で防災対策に取り組む基盤を構築する。

(2) 災害強いまちづくり

防災上の機能を強化する、災害に強いまちづくりを徹底的に推進する。

(3) 災害に強い人づくり

府民が自ら安全確保行動をとることができるよう、地域防災力の向上を図る。

(4) 災害発生時の体制づくり

災害発生時に円滑に応急対策が実施できるよう、事前に対策を講じる。

3 京都BCPに関する規定

「災害発生時の体制づくり」の中で、京都BCPについて次のとおり規定。

（事業継続計画等）

第 51 条 事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、事業活動の継続又は早期の再開に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、当該事業継続計画を改善して的確に実施するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 府は、事業継続計画を作成し、又は作成しようとする事業者に対し、事業継続計画の作成に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、大規模な災害が発生した場合において、京都の活力の維持及び向上のため、国、市町村、事業者、ボランティア等と連携して、災害からの迅速な復旧及び復興を図る体制を構築するものとする。

災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続の豪雨災害
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

府	予防
市町村	災害応急
指定公共機関	災害復旧
防災関係機関	

災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

1 総 則	
目的	○府民の生命、身体及び財産を災害から保護 ○府民が安全に暮らすことができる京都府を実現
基本理念	○災害危険情報の共有 ○防災上の機能を強化するまちづくりの推進 ○地域防災力の向上 ○災害が発生した場合の体制の構築 ○被災者の基本的人権を尊重 ○要配慮者、男女共同参画の視点に配慮
2 災害危険情報の共有	<p>①府による災害危険情報の整備、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、災害危険情報の整備・公表 <p>②府民等による災害危険情報の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民、自主防災組織、事業者はあらかじめ災害危険情報を把握 ▲ ○府民、自主防災組織は防災マップの活用や避難場所等を確認し、安全確保の検討 ▲ ○事業者は、従業員等の安全確保計画を作成 ▲ ○地域住民、従業員等に周知 <p>③宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供、把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、宅建業者に特定の災害危険情報を提供 ○宅建業者は災害危険情報を把握 ■
3 災害に強いまちづくり	<p>④総合的治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川下水道対策 ▲ ○雨水貯留浸透対策 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の開発行為には調整池設置 ■ ・雨水貯留浸透施設の設置 ▲ ・森林の適正管理 ▲ ・土地の遊水機能の維持等 ▲ ○浸水被害軽減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の耐水機能の確保 ▲ ・排水機場等の適切な操作 ▲ ・ため池の決壊の防止等 ▲ <p>⑤地震・津波等の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の安全性の確保 ▲ ○公共施設の安全性の確保 ○屋内家具等の安全性の確保 ▲ ○工作物等の安全性の確保 ▲ ○指定等文化財建造物の安全性の確保等 ▲ <p>⑥特定地域防災協議会</p> <p>【国、府、市町村等で構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府が、市町村の申出により、設置可能 ○災害種別に応じた事業計画を作成 <p>大規模な災害が想定される地域について</p>
4 災害に強い人づくり	<p>⑧自主防災組織等の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等は、消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査、防災マップの作成、防災訓練の実施、地区防災計画の素案の作成 ▲ ○府は、市町村と連携して、自主防災組織等の取組を支援 <p>⑨自主防災組織等への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民等は、自主防災組織を結成・参加、消防団に参加 ▲ ○府は協力、支援 <p>⑩教育・訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府民は、防災を学習、教育・訓練に参加 ▲ ○府は支援等 <p>⑪人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府は、防災リーダー・ボランティアコーディネーターを育成
5 災害発生時の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄の推進、物資の輸送 ▲ ○避難行動要支援者への支援等 ▲ ○帰宅困難者等に対する措置等 ▲ ○事業継続計画等 ・京都BCPの推進 ▲
6 雑 則	<ul style="list-style-type: none"> ○財政上の措置 ○立入検査 ○市町村条例との関係 ○規則への委任
7 罰 則	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■: 義務 ▲: 努力義務